

川崎市建築基準条例 新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市建築基準条例					○川崎市建築基準条例				
昭和35年9月9日条例第20号					昭和35年9月9日条例第20号				
第3章 日影による中高層の建築物の制限に係る区域等の指定 (区域等の指定)					第3章 日影による中高層の建築物の制限に係る区域等の指定 (区域等の指定)				
第7条 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は、次の表の(い)欄の各項に掲げる区域(以下「指定区域」という。)とし、法別表第4(ろ)欄の4の項について条例で指定する同項イ又はロは、次の表の(ろ)欄の8の項から11の項までに掲げるものとし、法別表第4(は)欄の2の項及び3の項について条例で指定する平均地盤面からの高さは、次の表の(は)欄の2の項から7の項までに掲げるものとし、指定区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、次の表の(に)欄の各項に掲げる号とする。					第7条 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は、次の表の(い)欄の各項に掲げる区域(以下「指定区域」という。)とし、法別表第4(ろ)欄の4の項について条例で指定する同項イ又はロは、次の表の(ろ)欄の8の項から11の項までに掲げるものとし、法別表第4(は)欄の2の項及び3の項について条例で指定する平均地盤面からの高さは、次の表の(は)欄の2の項から7の項までに掲げるものとし、指定区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、次の表の(に)欄の各項に掲げる号とする。				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)		(い)	(ろ)	(は)	(に)
	区域	法別表第4(ろ)欄の4の項のイ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号		区域	法別表第4(ろ)欄の4の項のイ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
1	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の区域			(一)	1	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の区域			(一)
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で <u>東急電鉄東横線</u> 以西に存する区域		4メートル	(一)	2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で <u>東京急行電鉄東横線</u> 以西に存する区域		4メートル	(一)
3	第一種中高層住居専用地域又は		4メートル	(二)	3	第一種中高層住居専用地域又は		4メートル	(二)

改正後					改正前				
	第二種中高層住居専用地域で <u>東急電鉄東横線</u> 以東に存する区域		ル			第二種中高層住居専用地域で <u>東京急行電鉄東横線</u> 以東に存する区域		ル	
4	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で <u>東急電鉄東横線</u> 以西に存する区域		4メートル	(一)	4	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で <u>東京急行電鉄東横線</u> 以西に存する区域		4メートル	(一)
5	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で <u>東急電鉄東横線</u> 以東に存する区域		4メートル	(二)	5	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で <u>東京急行電鉄東横線</u> 以東に存する区域		4メートル	(二)
6	近隣商業地域で都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域		4メートル	(二)	6	近隣商業地域で都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域		4メートル	(二)
7	準工業地域の区域		4メートル	(二)	7	準工業地域の区域		4メートル	(二)
8	用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地をいう。以下同じ。）の指定のない区域で法 <u>第52条第1項第9号</u> の規定により建築物の容積率が10分の5と定められた区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を除く。）又は同号の規定により建築物の容積率が10分の8若しくは10分の10と定められた区域	イ		(一)	8	用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地をいう。以下同じ。）の指定のない区域で法 <u>第52条第1項第8号</u> の規定により建築物の容積率が10分の5と定められた区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を除く。）又は同号の規定により建築物の容積率が10分の8若しくは10分の10と定められた区域	イ		(一)

改正後					改正前				
9	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第9号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東急電鉄東横線以西に存する区域（都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）のうち同法第11条第1項第3号に掲げる施設（下水道にあつては、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の部分に限る。以下同じ。）の区域を除く。）	ロ		(二)	9	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以西に存する区域（都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）のうち同法第11条第1項第3号に掲げる施設（下水道にあつては、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の部分に限る。以下同じ。）の区域を除く。）	ロ		(二)
10	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第9号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東急電鉄東横線以西に存する都市計画施設（都市計画法第11条第1項第3号に掲げる施設に限る。）の区域	ロ		(三)	10	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以西に存する都市計画施設（都市計画法第11条第1項第3号に掲げる施設に限る。）の区域	ロ		(三)
11	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第9号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東急電鉄東横線以东に存する区域（公有水面埋立法（大正10年法律第57	ロ		(三)	11	用途地域の指定のない区域で法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以东に存する区域（公有水面埋立法（大正10年法	ロ		(三)

改正後						改正前					
		号) 第22条第2項の規定によるしゅん功認可の告示のあった埋立地の区域を除く。) 又は同号の規定により建築物の容積率が10分の40と定められた区域						律第57号) 第22条第2項の規定によるしゅん功認可の告示のあった埋立地の区域を除く。) 又は同号の規定により建築物の容積率が10分の40と定められた区域			